

学則：

1. 研修の目的

在宅サービスの中核となる訪問介護員の養成を図り、高齢社会への対応の一助とする。

2. 研修の名称

プランタンホームヘルパー養成研修センター

3. 研修の要旨

研修課程	事業所の所在地	研修形態	研修期間	定員	受講料(円)	受講対象者
2級	旭川市	昼間、夜間	3月	20名	64000	一般

4. 受講手続

(1) 募集時期

開講日の1月前から募集し、10日前に締め切る。

(2) 受講料納入方法

申し込み後、指定の期日までに指定金融機関に振り込みもしくは現金にて納入する事
なお、研修の開始までに受講料が現金もしくは振り込みにて確認がされない場合は、受講を断
る場合がある。

(3) 受講料返還方法

受講前については、当会の都合により研修を中止した場合に限り、受講料を返還する。研修開
始後は、理由の如何を問わず、受講料は一切返還しない。

5. 研修時間数

研修時間数は、別紙1のとおりとする。

6. 研修の免除

免除科目は、別紙2のとおりとする。ただし、受講者から所定の免除申請があった場合に限る。

7. 主要テキスト

2級課程

ホームヘルパー講座2級課程テキスト

発行：株式会社 日本医療企画

8. 修了認定

(1) 出欠の確認方法

各教科の開始時前に出欠確認を行う。

(2) 成績の評定方法

通学・実習については、成績の評定を行わない。

(3) 修了の認定方法

A. 演習・実習については、研修教科のすべてに出席しなければならない。ただし、欠席し
た教科については、当会の指定する他の講座を受講することにより、出席したものとして
扱う。

(4) 修了証明書

修了が認定された者には、別紙3の修了証明書を交付する。

9. 退学規定

(1) 受講者が退学しようとするときは、所定の退学届を提出すること。

(2) 受講者が当会の定める諸規定を守らず、又は受講者の本分にもとる次の行為のあった場合
は、退学を命ずることがある。

- A. 性行不良で改善の見込みがないと認められた場合
- B. 学力劣等で修了の見込みがないと認められた場合
- C. 正当な理由がなく出席が常でない者
- D. 研修の秩序を乱している者

10. その他